



発行所 芦屋市役所 門前
編集人 猿丸左衛門 増田
印刷所 西田新聞社 芦屋
(毎月一回廿日発行)

明るい選挙推進運動

選挙は民主政治の基盤であり、政府では目下公明選挙の運動を国民運動として展開し、各地にもこの運動が広く起りつつあります。芦屋市でも正しい明るい選挙によつて、私等の生活に直接影響をもつ政治をば腐敗から守り、明朗な芦屋市を築くため「明るい選挙推進運動」を起そうではありませんか。

この運動のねらいは、暗い、不正な選挙を排撃する気運を市民の間に浸透させて頂くことです。これまで自然に容認されて来た買収、贈答、利害誘導等の不正な運動が行われる選挙、情実や因縁の絡まつた、ゆがめられた事前運動がほしきままに行われる選挙、このような不明朗を取り去り美しい平和な芦屋、そして新生日本を築こうとする希望の花を本市に咲かせようとするのであります。従つてこの運動の核心は候補者、運動員、選挙人各々の正しい選挙実現への行動を監視し各候補者を研究検討すること、候補者運動員が中心となるべきことは、選挙人各自が「選挙とは政治を自分の代表に信託することであるが故に何人にも妨げられず、自己が最も信頼できる人へ自己の一票を正しく行使すべきであり、決して金や物との交換取引でない、情實因縁にしばられ自己の意思がゆがめらるべきでない」という正しい信念をもち投票には、自由にこの意思を表わすことである。

選挙人各自がこの自覚に徹すれば進んで一家、隣近所、職場同志の自覚が正しい選挙実現への意欲となり、その所属団体において或は新しい選挙実現のための組織を結成して、それら団体所属の人々が決意を表わすことは候補者運動員、反省と自覚を求めるとなり、その不正な動きを根絶する途であり明るい選挙の実現に相当地果があると考へられます。

芦屋市健康優良児の選定

芦屋市に適しい健康体である上に、全人的に心身共に優れた前途有望の少年少女を表彰して、その将来を祝福するため、恒例の全日本健康優良児の選定に市内各小学校から選ばれた男女児童十六名について慎重審査の結果次の通り決定、七月十七日市役所で表彰式が行われました。

- 特選優良児
- 峰岸 良彰 (岩園) 身長145.0 体重37.0 松崎 紀子 (精道) 147.6 41.5
- 人選優良児
- 横山 晋 (山手) 141.6 33.5 和泉 祥子 (〃) 県代表 152.6 43.5 倉田 嘉美 (精道) 141.8 34.2 平位 晃造 (宮川) 146.8 32.9 上益 紀代 (〃) 148.1 35.2 河野千恵子 (岩園) 県代表 151.1 44.0



左より平位、倉田、横山、峰岸、松崎、上益、河野、和泉の諸君

市議会七月定例会(7月30日)

報告第一〇号 処分報告
山手中学校工事仮設機械器具其の他を賣却したから地方自治法第七十九條第三項の規定によつて議会の承認を求めたのでこれを承認した。

議案第一〇〇号
議決變更の件
市の一般會計及び特別會計で経費支出に支障ある場合に神戸銀行芦屋支店と三和銀行芦屋支店とを併用するに付、法律第二一六号の改正に伴う本市の市税條例の一部を改正する條例設定の件

議案第一〇一號
市税條例の一部を改正する條例設定の件

議案第一〇二號
市手数料條例の一部を改正する條例設定の件

議案第一〇三號
市税條例の一部を改正する條例設定の件

議案第一〇四號
市税條例の一部を改正する條例設定の件

議案第一〇五號
市税條例の一部を改正する條例設定の件

議案第一〇六號
市税條例の一部を改正する條例設定の件

議案第一〇七號
市税條例の一部を改正する條例設定の件

議案第一〇八號
市税條例の一部を改正する條例設定の件

議案第一〇九號
市税條例の一部を改正する條例設定の件

議案第一一〇號
市税條例の一部を改正する條例設定の件

改正された市税條例

この度地方税法の一部改正等に伴い、市税條例其他の一部が次のように改められました。

市税 (個人)

不具者、未成年者、六十五年以上の者又は寡婦で前年の所得が十万円以下の者は市税は課せられません。その本年度からはこれらの人の名義で経営していてもその營業に従事する家族に不具者又は寡婦でない成年者があれば市税が課税されます。

市税 (法人)

法人税の税率が百分の十二・五に改められた外、徴収猶予の制度が設けられました。

固定資産税

都市計画法等によつて、換地予定地を指定されたその土地を所有している場合は元の土地の代りにその予定地を所有しているとみなして課税されます。

課税台帳の縦覧期間を二十日(現行十日)に、審査委員会の会議期間六十日(現行四十日)に改められました。

固定資産税について

本年度の固定資産税については納税者の皆様が市の窮迫した財政状態を十分御了解なさいますこと御協力の結果その第一期は大部分お納め願うことが出来たこと御礼申し上げます。

一部未納の力々には夫々事情もあること存じますが、何卒今一段の御協力を賜り一日も早く御完納下さい。市役所からは徴税外勤者が毎日滞納の御家庭をお訪ねして御話し合ひ、よく御話し合ひ、御相談され十分御納得の上で早く納税して下さい。

尚固定資産税第二期納税の期は本月中旬に督促状が送られてまいりますから指定納期迄にぜひ御納付をお願いいたします。(税務課)

固定資産の価格の決定は何時?

前報でお知らせいたしました通り固定資産(土地、家屋)の評価基準に基づき市内全域にわたつて現況を調査中であり、この調査は土地、家屋共に順調に進んでおり、市民各位の御協力の賜と深く感謝いたしております。実地調査は概ね八月末日頃までに終了する予定です。

なお一層の御協力をお願いする次第であります。この調査により昭和二十七年の固定資産の価格を決定しますのは九月三十日となり固定資産課税台帳の価格の縦覧期間は十月一日より二十日(昨年度は十日間)となる見込であります。

右価格の決定並びに縦覧の期間等の詳細は次の弘報で正式に発表いたします。(固定資産評価員)

退任の御挨拶

今般一身上の都合で助役の職を退かして戴く事と相成りました。顧りみれば昨年六月就任以来一年有余、在職期間亦必ずしも長くはなかつたとは申せ、当初の抱負を十分に実現できなかったのは微力の致す処でありまして心深く恥するものがございませう。併し乍ら当時に上りまされた時、市民との緊密な接触即ち台所に直結した市民生活に最も関係のある仕事に重点を置きまして、殊に吏員の教養訓練や信實に備へるべきこと、市民各位の御意を率直に御承知し、御協力を仰ぎ、御健康を祈り、御挨拶申し上げます。今後共同の御申上げを願ひます。

内海 清

議案第一〇四號
市追加更正預算案(第六号)
追加更正預算額「七拾九萬九千八百八拾四圓」を可決し、市一般會計の豫算額は「四億九千八百八拾五萬五千八百八拾四圓」となつた。

議案第一〇五號
市特別會計上水道費追加更正預算案
追加更正預算額「壹百貳拾參萬九千八百圓」を可決し、豫算額「貳千四百參拾參萬六千六百圓」となつた。

議案第一〇六號
市有地賣却の件
市若町五番地先約參拾坪の市有地を西芦屋部から公共用に使用するの賣却方の願出がありこれを賣却する事に可決した。(市議會事務局)

市民税の御注意

一、市民税第二期の納期がせまりました。八月末日までに納税して下さい。

一、第一期分以後に所得額が判明した方には第二期分より所得割を課税してあります。

一、外国人で一月一日現在本市に居住して市民税申告書未提出の方は至急提出して下さい。

一、市民税の課税標準となる所得額が更正に成つた場合は直ちに市民税係まで申告して下さい。

一、同居人と寮生活者で転出者があつた場合その方の徴税令書は転出先御記入の上市民税係まで御返し下さい。

市民税の減免

市民税の減免については、前年実績課税の欠陥を救済し、租税能力に依り租税負担の合理化をはかるため、一部を改正しましたが、特に従来の規定(六月號參照)と異なる点は

①納税義務者が死亡した場合、相続人がその義務を承継して納税せねばなりません。相続人が納税する力のない場合に限り

前年の所得が二十万円以下 所得割全免
前年の所得が三十万円以下 七割以内
前年の所得が四十万円以上 五割以内

何れも所得割額が減免されます。

②失業者で生活困窮の者は、失業保険金を受給するのと否に拘らず、実情を調査の上、所得割額の三割以内を軽減されます。

③疾病(扶養家族の疾病を含む)による生活困窮者で納税の著しく困難であると認められる者には所得割額の二割乃至三割以内減額されます。

右の各項と六月號所載の減免規定に当る方は納期限七日以前に申請して下さい。申請がないと該当事でも減免されません。

移動届は正しく速かに

住民登録法施行法において利用範囲は追々により七月一日現在狭くなつてつたのであり

住民登録今後の届出は重要

不備な寄留制度は廃止 市町村住民把握の制度は寄留法では本籍以外に住所

寄留制度に代る住民登録制度

寄留制度と配給の世帯台帳との長所を採り本籍、配給の有無に拘らず芦屋市内に住所のある人は一時不在者でも世帯毎に世帯主が

来れ若人 警察予備隊員

☆受付期間 八月十日—九月十日 ☆試験科目 身体、筆記、面接 ☆採用人員 二万五千名

商業調査が あります

三、本人。 届出期限に遅れ届出を怠り虚偽の届出陳述等のある場合は処罰せら

原動機付自轉車の 運轉許可について

原動機付自轉車は本年四月二十八日、道路運送車輛法施行規則の一部改正で

赤ちゃんの 審査

乳幼児の保健指導と優良児童審査を芦屋保健所の指導要領によつて行います

瓦礫引取り ます

焼跡を清掃せられて出た不要の瓦礫をトラックで頂

小賣物價表 (市内平均) 昭和27年7月15日現在. Table with columns for item name, unit, and price.

新購入書

大宅壯一 蛙のこえ 長瀬政壽 地方自治 吉田洋一 数学の影絵 シュニツ

取締り

又盆踊りのシズンが来た。近隣相寄り歌い踊るのも結構だが連日連夜近所の迷惑を顧

★盆踊りの 回答

尿床問題は都市に於ける最も重要な問題の一つでありまして、全国各都市とも

★尿床処理

尿床処理の根本策を当局はどう考へているか御説明願ひを八月二十一日—二十三日

★汲取料の値上げ

昨年七月当市は芦屋清掃業協同組合と団体契約を結び請負制による尿床の汲取

★園田競馬の 売上

Table with columns for date, number of people, and total sales for the Kikuno Racecourse.

★黄色い羽根

講和記念の道路整備募金が只今県下一円に實施され

恐ろしい 日本脳炎

本病の潜伏期間は二週間から三週間、発症後二週間以内で死亡する。本病の伝播するのにはコブカアカイへ蚊とアカイへ蚊で



御承知の様に蚊は比較的風通しの悪い薄く小さい屋